

農地所有適格法人報告書 記載要領

1 法人の概要	経営面積は、事業年度の末月時点において所有している農地と、利用権設定等により借入している農地の合計面積（水張りではなく登記簿面積）
2 (1) 事業の種類 2 (2) 売上高	<p>○農業には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。</p> <p>(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業</p> <p>ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工</p> <p>イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売</p> <p>ウ 農業生産に必要な資材の製造</p> <p>エ 農作業の受託</p> <p>オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供</p> <p>(2) 農業と併せ行う林業</p> <p>(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業</p> <p>○「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。</p> <p>○「農業」の「売上高」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「農業に該当しない事業」欄に記載してください。<b>補助金・交付金は売上高には含まれませんので、記載する必要はありません。</b></p>
3 構成員の状況	<p>○農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。</p> <p>○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合のみ、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください（※通常は該当ありません）。</p>
4 (2) 重要な使用人	重要な使用人とは、法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者（農場長など）を指します。
その他	法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。